

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、『「人づくり」「製品づくり」を通して、広く社会に貢献する』を経営理念とし、顧客満足度の向上と企業価値の創造により企業の社会的責任(CSR)を果たすべく、正確な経営情報の把握と迅速な意思決定に努めております。

そのために、公正かつ透明な経営を担保するコーポレート・ガバナンスの重要性を十分に認識し、その充実強化を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
齋藤信房	963,500	12.50
齋藤光代	580,000	7.52
株式会社光通信	502,100	6.51
齋藤邦彦	423,500	5.49
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	250,000	3.24
GOLDMEN SACHS INTERNATIONAL ゴールドマン・サックス証券株式会社	246,700	3.20
株式会社商工組合中央金庫	225,000	2.92
田中園枝	216,500	2.81
齋藤彰則	215,000	2.79
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	196,100	2.54

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷 真人	弁護士											○
高橋 正利	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷 真人	○	○	日比谷見附法律事務所	谷 真人氏は、弁護士であり、法務的観点から監査体制の強化の機能を担っていただくため。また、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いと認識しております。
高橋 正利	○	○	東海東京ファイナンシャル・ホールディングス(株)CEO付顧問	高橋 正利氏は、企業経営における豊かな経験と幅広い知見を有しており、企業経営を統括する十分な見識を有しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新
--

常勤監査等委員2名及び非常勤監査等委員1名の監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、適正な監査に努めております。これらによる業務執行の適正性の確保、及び経営環境の変化に対応した意志決定の迅速化の要請等を総合的に判断し、上記体制を採用しております。

当社は、監査等委員3名中2名を社外取締役として指名し、監視機能の客観性および中立性を確保しております。

各監査等委員は、法令、財務、会計、企業統治に関して、専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識を生かして、適法性の監査にあたり、また社外監査等委員は、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で、助言を行っています。

当社は、監査等委員が監査等委員監査をより実効的に行えるよう、必要に応じて監査等委員スタッフを置くことにし、当該使用人は、取締役からの指揮系統から分離独立することとしています。

各監査等委員は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加えて、取締役および重要な使用人と適宜意見交換を行うなど、監視機能の強化に努めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人と決算手続きについて打ち合わせを行う一方、会計監査人の指摘事項及び要改善事項に係る「決算講評」や、年2回の「実地棚卸し」に立ち会うなど、会計監査の実施状況の把握に努めております。

監査等委員は、内部監査室が行う法令・定款及び内部規程等の遵守及び業務遂行の適正性に係る内部監査に関して実施結果報告を受けると共に、指摘事項について改善状況のフォローに努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
---------------------------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

従業員へのインセンティブを優先して考えており、取締役へのインセンティブの付与は、現在のところ実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

平成31年3月期取締役の報酬等の額

取締役(監査等委員を除く)	6名	支給総額	145,730千円
監査等委員(社外監査等委員を除く)	1名	支給総額	7,590千円
社外役員	2名	支給総額	3,780千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

代表取締役などの業務執行取締役(社長以下の経営陣を指す、社外取締役を除く。)の報酬については、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額については、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とし、担当部門の業績等の適切な評価を踏まえ決定しております。

役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年6月29日であり、決議の内容は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額4億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない。定款で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は15名以内とする。)、監査等委員である取締役の報酬額を、年額1億5千万円以内(定款で定める監査等委員である取締役の員数は4名以内とする。)とするものです。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外監査等委員に対しては、取締役社長より取締役会開催の日程及び議題について毎月通知する一方、常勤監査等委員より事前説明を行うと共に、不参加の場合には、取締役会議事録及び関連資料を配付しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
齋藤信房	相談役	会社の課題解決へ向けた戦略策定等。	原則週4回出勤とします。	2019/6/27	——
齋藤彰則	特別顧問	会社の課題解決へ向けた戦略策定等。	原則週4回出勤とします。	2019/6/27	——

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新**

2名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 現状体制の概要

当社は監査等委員会を設置しており、これにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させるとともに、会社業務に精通した業務執行取締役による実態に即したスピーディーな経営を図っております。

取締役は、監査等委員である取締役を除く取締役6名と、監査等委員である取締役3名で、監査等委員のうち2名は社外監査等委員であります。

(2) 取締役会

取締役会は、原則毎月1回開催し、経営方針などの最重要事項や各業務執行の意思決定を行っております。

(3) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名(非常勤監査等委員はいずれも社外取締役)で構成されており、原則毎月1回定期的に開催し、監査方針の決定、監査状況の報告、監査事項の改善などを行っております。

(4) 監査等委員の機能強化に向けた取り組み

内部監査及び監査等委員監査の組織は、内部監査室(常勤1名)が定期的に内部監査を実施し、法令・定款及び内部規定等の遵守と業務遂行の適正化についてモニタリングを行い、その徹底を図っております。

また、常勤監査等委員が重要会議への参加や各種報告により情報収集を図るとともに、会計監査人や内部監査室との意見交換により連携を密

にし実行ある監査に努めております。

(5) 公認会計士の状況

会計監査は、会計監査法人である東陽監査法人の監査を受けております。平成31年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定社員・業務執行社員2名であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名の監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、適正な監査に努めております。これらによる業務執行の適正性の確保、及び経営環境の変化に対応した意志決定の迅速化の要請等を総合的に判断し、上記体制を採用しております。

当社は、監査等委員3名中2名を社外取締役として指名し、監視機能の客観性および中立性を確保しております。

各監査等委員は、法令、財務、会計、企業統治に関して、専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識を生かして、適法性の監査にあたり、また社外監査等委員は、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で、助言を行っています。

当社は、監査等委員が監査等委員監査をより実効的に行えるよう、必要に応じて監査等委員スタッフを置くことにし、当該使用人は、取締役からの指揮系統から分離独立することとしています。

各監査等委員は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加えて、取締役および重要な使用人と適宜意見交換を行うなど、監視機能の強化に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算資料、人事異動及びIRカレンダーの掲載等	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他
当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)の業務の適正を確保するための体制
(1) 当社グループの取締役及び使用人は、経営理念・行動規範並びにコンプライアンス規程等に基づき、適正な職務執行に努めなければならない。
(2) 当社の監査等委員は、監査等委員会規程等に基づく独立した立場から、内部統制システムの構築や運用状況を含め、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。
(3) 当社の内部監査室は、監査等委員や国内外の会計監査人と連携しながら、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。
(4) 当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る問題を早期に発見し是正するため、対象範囲をグループ全体とする内部通報制度を設ける。社員等は、かかる問題を発見した時は、常勤監査等委員又は顧問弁護士等に通報しなければならない。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
(5) 当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力との関係遮断や不当要求拒絶のための体制を整備する。
(6) 当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会の承認の下、内部統制システムが有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令や文書管理規程等に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に記録・保存・管理を行う。取締役及び監査等委員は、適宜、これらの情報を閲覧・複写できる。
(2) 情報の保存及び管理については、別途、情報セキュリティに係るガイドラインや個人情報取扱規程・インサイダー取引防止規程等を定め、情報管理の徹底を図る。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、企業活動に係る様々なリスクに対処するため、平時においては、内部監査室がリスクの指摘や軽減に取組み、有事においては、社長を本部長とする緊急対策本部が有事対応マニュアルに従い対応する。
(2) 当社は、グループ各社の相互連携の下、当社グループ全体のリスク管理を行う。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、取締役会を当社グループの経営戦略や業務執行等に係る最高意思決定機関と位置付け、取締役会規程に基づき原則毎月開催するとともに、業務の執行状況を監督する。必要に応じて適宜、臨時取締役会や各種委員会等を開催する。
(2) 当社グループは、年度予算と将来の経営環境を踏まえた中期経営計画を立案し、その達成に向けた具体案を実行する。当社は、当社グループ全体の目標を管理し、業務執行を監督する。グループ各社は、相互連携の下、それぞれの業務の効率性と有効性を追求する。
(3) 当社グループは、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等を定め、責任の所在を明確にし、公正で効率的な執行手続を確保する。また、当社においては、執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図る。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の承認事項や報告事項等を規定する。これに基づき、子会社は、業務執行状況の定期的報告や重要事項に係る事前協議・決裁申請を行う。
(2) 当社は、子会社担当取締役・常勤監査等委員及び内部監査室が中心となって、国内外の会計監査人と連携しながら、定期的に子会社の業務執行を監査する。また、子会社の取締役等は、当社で開催する各種会議に出席し、経営課題の報告を通して方針の徹底を図る。
6. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助業務を行う使用人を置く。その人事等については、取締役と監査等委員が協議して決定する。
(2) 上記の使用人は、当該業務を優先し、取締役等上長からの指揮・命令系統から分離独立する。
7. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告するための体制、上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社グループの取締役及び使用人等は、業務の執行状況について適宜、また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに、監査等委員に報告する。監査等委員は、取締役又は使用人等に対して、必要に応じ説明を求めることができる。
(2) 当社グループは、上記報告に関して、グループの取締役及び使用人等に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。
8. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用に関して、速やかに支払処理を行う。
9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員は、取締役会など重要な会議に出席するとともに、適宜、業務執行に関する文書等情報を閲覧・複写できる。また、監査等委員は、必要に応じて、外部専門家(弁護士・公認会計士等)を活用し助言を受けることができる。
(2) 監査等委員は、代表取締役・内部監査室及び国内外の会計監査人と定期的に面談し、意思疎通と相互連携を図るため、意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨み、またそれらからの不当な要求には一切応じません。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンス規定」で、役員及び社員等が法令等の遵守に基づき社会的責任を果たすことを定め、具体的には行動規範の自主行動基準に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、またそれらからの不当な要求には応じません」と明記して公表しています。反社会的勢力からの接触があれば、総務部が対応し、必要に応じて、顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な措置を講じることにしています。

その他

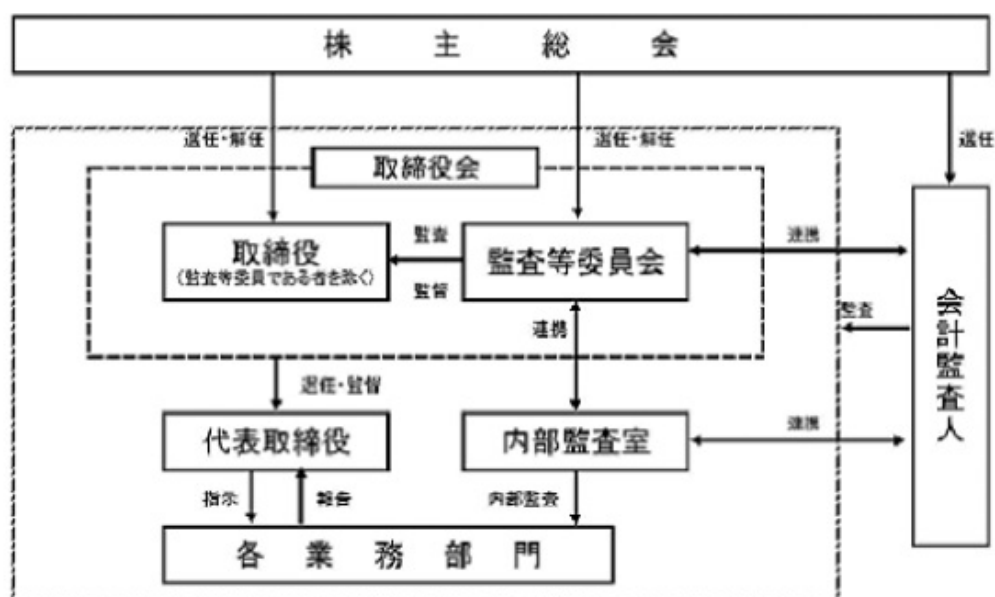
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要

